

諏訪児童相談所太陽光発電設備工事 設 計 図

図面番号	図 面 名 称	縮尺 (A1)
E - 特1	特記仕様書 (1)	—
E - 特2	特記仕様書 (2)	—
E - 特3	特記仕様書 (3)	—
E - 01	配置図・案内図・概略工事工程表	1/150
E - 02	電灯動力分電盤図	—
E - 03	太陽光発電設備 平面図	1/100
E - 04	太陽光発電設備 屋根伏図	1/100
E - 05	太陽光発電設備 特記仕様書	—
E - 06	太陽光発電設備 システム系統図・参考機器姿図	—

諏訪児童相談所太陽光発電設備工事

I 工 事 概 要

1 工 事 場 所 諏訪市湖南

2 建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消防法施行令 別表第一の区分	備 考
本館棟	W	1F	480	—	

3 工 事 種 目

●印を付けたものを適用する。

工事種目	項目	建 物 別 及 び 屋 外			
		本館棟			
電灯設備					
動力設備	幹線、分岐				
電熱設備					
常備保護設備					
受変電設備					
電力貯蔵設備					
静止形電源設備	直流電源装置				
発電設備	機器及び取付け工事	●			
構内情報通信網設備	LAN用配管				
構内交換設備	電話設備				
情報表示設備	時計設備				
映像音響設備					
拡声設備					
誘導支援設備	インターホン呼出し設備				
テレビ共同受信設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯入退室管理設備	予備配管				
自動火災報知設備					
自動閉鎖設備					
非常警報設備	非常放送装置				
ガス漏れ警報設備					
中央監視制御設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
昇降機設備					
電気設備工事	機器間の配管配線工事	●			
建築工事	足場、点検口等工事	●			

II 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
株式会社 アロー設計	小松 高志

主任担当技術者	担当技術者
意匠担当	
Sys設計室 河西 正輝	
構造担当	
アロー設計 小松 高志	
積算担当	
Sys設計室 河西 正輝	
電気設備担当	
たくしん電気設備設計 阿部 一登	
機械設備担当	

III 工 事 仕 様

1 共 通 仕 様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)」(以下、「標準図」という。)による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2 特 記 仕 様

特記仕様は別紙「特記仕様書（共通事項）」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項																	
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。																	
② 機材の品質性能証明	下表に示す材料機材等（○印のもの）の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督員の承諾を受ける。 <table><tr><th>材料機材名</th><th>材料機材名</th></tr><tr><td>・</td><td>・ 電気錠</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>○</td><td>○ その他、監督員の指示によるもの</td></tr><tr><td colspan="2">○ (一社)公共建築協会による「建築材料機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td></tr></table> 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。 5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。	材料機材名	材料機材名	・	・ 電気錠	・	・	・	・	○	○ その他、監督員の指示によるもの	○ (一社)公共建築協会による「建築材料機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材						
材料機材名	材料機材名																	
・	・ 電気錠																	
・	・																	
・	・																	
○	○ その他、監督員の指示によるもの																	
○ (一社)公共建築協会による「建築材料機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材																		
3 化学物質を発散する 建 築 材 料 等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のもをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該 当 す る 建 築 材 料</th></tr><tr><td rowspan="6">規制対象外</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品</td></tr><tr><td>②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</td></tr><tr><td>③下記表示のあるJAS規格品</td></tr><tr><td>a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</td></tr><tr><td>b 接着剤等不使用</td></tr><tr><td>c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用</td></tr><tr><td rowspan="7">第 三 種</td><td>d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用</td></tr><tr><td>f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品</td></tr><tr><td>②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品</td></tr><tr><td>③JISのE0規格品</td></tr><tr><td>④JASのF00規格品</td></tr></table>	ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料	規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	③下記表示のあるJAS規格品	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用	b 接着剤等不使用	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用	第 三 種	d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品	③JISのE0規格品	④JASのF00規格品
ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料																	
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品																	
	②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																	
	③下記表示のあるJAS規格品																	
	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用																	
	b 接着剤等不使用																	
	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用																	
第 三 種	d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																	
	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用																	
	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																	
	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品																	
	②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品																	
	③JISのE0規格品																	
	④JASのF00規格品																	
4 施工条件明示項目	○公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)の「執行並行改修」																	
⑤ 電気保安技術者	工事現場の電気工作物（電路、自動扉、自動シャッター、電動機等も含む）の保安業務を行うものとする。																	
⑥ 電気工士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一電気工士により施工を行う。																	
⑦ 実施工程表及び 施工計画書	(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。																	
⑧ 使用材料発注先調書	使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調書を作成し、監督員の承諾を受ける。																	
⑨ 発生材の処理	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。 (1)引渡しを要するもの ・ 無 ○有 () (2)引渡しを要するもの以外 ○構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3) 特別管理産業廃棄物 ○無 ・有 (PCB使用機器：関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す。 (4) 再利用又は再資源化を図るもの ○無 ・有 (・廃蛍光管 ・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類)																	
⑩ 監督員事務所	○設けない ・設ける (規模：) ・備品 ()																	
⑪ 工事前仮設備	すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが ○できる ・できない ・別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 ・内部仮設足場等 (・架台足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ・) ・外部足場 (・A種 [施工箇所面に枠組足場を設ける。] ・B種 [施工箇所面に単管本足場を設ける。] ・C種 [仮設ゴンドラを使用する。] ・D種 [移動式足場を使用する。])																	
12 足場・きん橋類																		
⑬ 工事前電力水その他	本工事に必要な工事前電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続に要する費用は請負者の負担とする。																	

項目	特記事項																																																												
⑭ 工事写真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。																																																												
⑮ しゅん工時提出物	標準仕様書及び別表による。																																																												
16 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。 ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。																																																												
⑰ 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計施工指針2014年版」：監修（独）建築研究所」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量〔kgf〕に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。 設計用標準水平地震度																																																												
	<table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">・特定の施設</th><th colspan="2">○一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td>上層階、 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td></td><td>水槽類（※1）</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中 間 階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水槽類（※1）</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="3">地下・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水槽類（※1）</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table>	設置場所	機器種別	・特定の施設		○一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5		水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0	中 間 階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			・特定の施設		○一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																								
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																								
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0																																																								
中 間 階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																								
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																								
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																								
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
	（※1）水槽類にはイタルタンク等を含む。 ◎重要機器の定義は次による。 ・変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ・ ◎上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。																																																												
18 あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編 第2章 第12節による。 確認試験は、 ・性能確認試験（ 本 ） ・施工後確認試験（ 本 ）を確認強度〔N〕にて行う。																																																												
⑱ 防火区画等の貫通処理	電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。																																																												
⑳ 電線ケーブル	(1) EM-EFF は紫外線による劣化を抑止する性能を持たせ、「ﾀｲﾀﾞｲﾝ EM-EFF」と表記されたものを使用する。 (2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。																																																												
21 予備配管	埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。																																																												
22 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。																																																												
㉑ 金属製電線管の塗装	下記の露出配管は塗装を行う。 ・屋 外 ・屋 内 () () ZGP管（塗装不要）																																																												
24 埋め戻し土	・A種 [山砂の類：水締め、機器による締固め] ・B種 [根切り土の中の良質土：機器による締固め] ・C種 [他現場の建設発生土の中の良質土：機器による締固め] ・D種 [再生コンクリート砂：水締め、機器による締固め] ・配管下部は50mm以上、上部は100mm以上、砂を用いて締固めること。																																																												
25 建設発生土の処理	・構外搬出処理 ・構内の指定場所に敷き均し																																																												
26 ケーブル埋設票	(1) 地中線路には、ケーブル埋設票をもうける。 ・鉄製 ・コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設標識シートを敷設する。 (3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線埋設標識シートは2条以上敷設する。																																																												
㉒ プルボックス	(1) 露出するプルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するプルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。																																																												
28 フラッシュプレート	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・金属製 ・樹脂製																																																												
29 プレートの用途表示	プルボックス、ジョイントボックス及び機器を実装しないプレートには、用途を明示した略標をつける。																																																												
30 配線器具	タンブラースイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用しても良い。また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。																																																												
31 機器への接続	本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。																																																												
32 照度測定	・測定場所： ・各室（測定箇所数 5箇所） ・廊下 ・階段 用 途： ・非常用照明 ・一般照明 ・学校施設における室内照度測定（測定教室： 箇所、測定黒板面： 箇所） ※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する																																																												
③③ 盤類	(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。																																																												
34 グリーン購入の推進	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 <資材> ・照明制御システム ・変圧器 ・ () <建設機器> ・排出ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器																																																												
35 他工事又は他工種との取り合い	工事区分表（令和 年版）による。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議する。																																																												
36 その他及び電子納品	保険等の各種措置及び電子納品については、別添「特記仕様書（共通事項）」による。 （長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当納入公告の添付図書）																																																												
③⑦ その他	○ 施工制約条件 ○ E-01図 注記参照																																																												

(別表) しゅん工時提出物 (・に○印のついたものを提出する。)

個別提出物	一括提出物
1 完成図	5 機器完成図
・原因(A1版 ケース入り)	6 工事写真
○ 断面(A1版 2つ折り製本 1部)	7 完成写真
○ CADデータ(jww及びpdf形式)	8 工事記録 (打合せ簿、工事日誌、協議書)
・	9 機材の試験成績書
2 設計図	10 施工の試験成績書
○ CADデータ	11 社内試験成績書
	12 発生処理報告書 (廃棄物処理実施書、運搬及び処理の委託契約書
3 引渡書	13 納入品一覧表
4 納入品	14 官公署手続、検査書(管理者用正本、写し)
○ 予備品 ○ 盤類の鍵	15 保全に関する資料(取扱い説明書も含む)
・ハンドホールフック、ジャッキ	

3 ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。取外し用ジャッキを1組納入する。)
ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)
・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
・ブロックの仕様は国土交通省仕様にするものとする。
・ハンドホールにノックアウト部分を設けてはならない。
・配管貫通部は、原則として根巻きコンクリート(F=18N/mm以上)とし、差し筋D10タテヨコ#200で補強する。
・補強方法については、あらかじめ監督員にのり・B製作図を提出して承諾を受けて施工する。

・	ハンドホール No.ー	1,500×1,500×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,740以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1,200×1,200×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,700以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,400D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,600以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,300以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	900×900×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,260以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	900×900×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (既製足場付)
・	ハンドホール No.ー	600×600×680D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(既製足場付)
・	ハンドホール No.ー	450×450×680D 蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※補強等車両の通行の恐れがない場所。 取替ケーブルが少ない場所に限る

4 接 地 極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

・	A種接地	銅板1.5t×900×900 リード端子付 堀削埋戻中心深さ	補助接地棒 (連結10φ×1,500) 2m 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)
・	B種接地	銅板1.5t×600×600 リード端子付 堀削埋戻中心深さ	補助接地棒 (連結10φ×1,500) 2m 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)
・	C種接地	銅板1.5t×300×300 リード端子付 堀削埋戻中心深さ	補助接地棒 (連結10φ×1,500) 1.5m 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)
・	D種接地	接地棒 (10φ×1,500)	リード端子付 打ち込み式 埋設棒 (黄銅製又はステンレス製)

5 機 器 取 付 高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

	名 称	測 点	取付高(mm)		名 称	測 点	取付高(mm)
共通	取引用計器 引込開閉器 警報盤	地上～上端 床～上端 床～中心	2,000 1,800 1,500	時計 計 拡 声	壁掛形時計	床～中心	1,500 (上端)1,900以下 (天井高)×0.9 (天井高)×0.9
					子時計 壁掛形スピーカ アツチネーター	〃	〃
					〃	〃	〃
電	分電盤	床～中心	1,500 (上端)1,900以下)	表	表示盤	床～中心	(天井高)×0.9
	タンブラスイッチ	〃	1,300		壁付発信器	〃	1,300
	〃 (身障者用)	〃	1,100		ベル ブザー	〃	(天井高)×0.9
灯	コンセント(一般)	〃	300	示	押ボタン	〃	1,300
	〃 (和室)	〃	150		〃 (身障者用押鈕)	〃	900
	〃 (便所等)	〃	500		身障者用表示灯 復帰ボタン	〃	2,000 1,800
動	〃 (台上)	台上～中心	150	イン タ ー ホ ン	壁付インターホン	床～中心	1,500
	ブラケット(一般)	床～中心	2,100		〃 (身障者用)	〃	1,100
	〃 (語場)	〃	2,500		壁付位置ボックス (壁付インターホンを除く)	〃	300
力	〃 (鏡上)	鏡端～中心	150	レ ビ ビ 共 同 受 信	〃 (一般)	〃	150
	避難口誘導灯	床～下端	1,500以上		機器収容箱 アウトレット	床～中心	(天井高)×0.9
	廊下通路誘導灯	床～上端	1,000以下		〃	〃	300 150
電	室内端子盤 (廊下室内)	床～下端	300	火 災 報 知	受信機 制御発信機	床～操作部	800～1,500
	中間端子盤 (EPS電気室)	床～中心	1,500		機器収容箱	〃	800～1,500
	集合保安機器 壁付アウトレット ボックス(一般)	〃	(天井高)×0.9		発信器	〃	800～1,500
話	〃 (和室)	〃	150		ベル 消火栓表示灯	〃	(天井高)×0.9 (天井高)×0.8

- 6 定期報告 工事しゅん工後3か月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で（発注機関長）報告する。
管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。



長野県諏訪児童相談所

諏訪児童相談所太陽光発電設備工事



株式会社 アロー設計

管理建築士
一級建築士第197747号 小松高志

日付 2025. 06

図面名

特記仕様書（1）

縮尺

A1：－
A3：－

図面番号

E-特1

改修工事																																																															
特 記 仕 様 書 I. 工事概要 1. 工事場所 2. 敷地面積 (㎡) 3. 工事種目 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">建 物 別</th> <th style="width: 12.5%;">種 別</th> <th style="width: 12.5%;">構 造</th> <th style="width: 12.5%;">階 数</th> <th style="width: 12.5%;">梁間 (m)</th> <th style="width: 12.5%;">桁行 (m)</th> <th style="width: 12.5%;">建築面積 (㎡)</th> <th style="width: 12.5%;">延面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>								建 物 別	種 別	構 造	階 数	梁間 (m)	桁行 (m)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)																																																
建 物 別	種 別	構 造	階 数	梁間 (m)	桁行 (m)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)																																																								

4. 工事内容

5. 工事範囲

※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。

・「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。

ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事項目	工事種目				
2 仮設工事					
3 防水改修工事					
4 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁					
外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁					
外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁					
外壁改修工事 塗り仕上げ外壁					
5 建具改修工事					
6 内装改修工事					
7 塗装改修工事					
8 耐震改修工事					
9 環境配慮改修工事					

設計事務所名	管理技術者
主任担当技術者	担当技術者
意匠担当 (事 務 所 名) (氏 名)	(事 務 所 名) (氏 名)
構造担当	
精算担当	
意匠担当	
意匠担当	

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○をつけたものを適用する。

- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下「改修標準仕様書」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下、「標準仕様書」という。）
- 建築工事標準詳細図（最新版）（以下「標準詳細図」という。）
- 建築物解体工事共通仕様書（最新版）
- 敷地調査共通仕様書（最新版）
- 建築構造設計基準（最新版）
- 工事写真の撮り方 建築編（最新版）
- 公共建築木造工事標準仕様書（最新版）
- 建設工公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- 長野県建設リサイクル推進指針

国土交通省大臣官庁官房技術調査課・土地・建設産業局建設業課
長野県建設部

1 各 章 共 通 事 項	項 目	特 記 事 項
① 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速（Vo＝ m/s） 地表面粗度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） ・ 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表（ ）	[1.1.4] [1.3.3] [1.3.5] (1.4.1) [1.4.1]
② 工事実績情報の登録	※ 適用する ・ 適用しない	[1.1.4]
③ 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない	[1.3.3]
④ 施工条件明示事項	・「現場説明事項・施工条件明示事項」による	[1.3.5]
⑤ 環境への配慮	(1.4.1) [1.4.1]	1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、 ・ 塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑型（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒドアセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (1.4.2) [1.4.2]
⑥ 材料の品質等	1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書等の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型特用鋼鉄デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、鉋前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバードアヘッドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鉄筋製ふた	[1.5.1]
7. 石綿含有建材の調査	調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ ） ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンスォフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トシモライト 分析方法	[1.5.1]
8. 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※ 図示 ・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※ 図示 ・	[1.6.2] [1.6.3]
⑨ 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。	

耐震改修工事	・鉄骨組立作業	・型枠施工作業	・とび作業
コンクリートポンプ・ALCの組立工事	・コンクリートの打設工事作業		
	・エースケーの組立工事作業		
石工事	・石張り作業		
植栽工事	・造園工事作業		

11. 化学物質の濃度測定	(1.5.9) [1.7.9]
測定方法	※ パッシブ法（拡散法） ・ アクティブ法（吸引法）
	検査機関
	※ 環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督官が承認した者
測定物質	
	※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン
	※ パラジクロロベンゼン ※ スチレン

測定箇所（室）					計	箇所
※ 試料採取にあたっては、監督員又は監督員が指定する者が立会いの下に行う。						
化学物質の室内汚染濃度指針値						
ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	パラジクロロベンゼン	スチレン	備考
0.08ppm	0.07ppm	0.20ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm	

12. 埋設配管・配線および鉄筋調査	あと施工アンカー工事 6章および8章による コア抜き、はつり工事等 ※既存資料調査	
	・探査機（電磁波レーダ法又は電磁波誘導法）による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※図示による	
	・放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。	
	1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。	
	2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁じ措置を講ずる。	
	3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。	
	4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。	
	5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。	
	撮影枚数 枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ cm	

13. 完成図等

※ 作図する (1. 7. 1～1. 7. 3) (表1. 7. 1)

※ 完成図 (※ 設計図書で示したもの全て ・ 標仕表1. 7. 2による
・ 監督員の指示による)

作成方法 ・ 原 用 紙 (・ トレーシングペーパーA1 ・
・ 作図方法 (※ CAD で作成し出力 ・))

※ 製本 (原図の白焼き、見開きA1版 (1部))

※ CADデータ (※ CD-R (2部) ・)

※ 保全本に関する資料 (2部)

14. 完成写真	下記のことを監督職員へ提出する。原稿は撮影業者の保管とする。				
	撮影部位及び箇所数	分類・規格	提出部数	画素数及び画質等	撮影者
	外観正面 ：()箇所	・電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)	※ 2部	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承認する撮影業者
	上記と異なる外観 ：()箇所 内部：()箇所	・カラー印刷紙キャビネアルバム綴じ			
	外部：()箇所 内部：()箇所 程度	電子データ (GD-R) (JPGフルカラー)	※ 2部	1280×960ピクセル以上かつ、撮影したデジタルカメラの設定のうちの最高の画質	

2 仮設工事	1. 騒音・粉じん等の対策 ・防音パネル ・防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・図示による [2.1.3] ② 足場等 [2.2.1][表 2.2.1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用据置方式により行う。 外周足場 ○設置する (設置範囲 ・工事に必要な範囲 ○図示による) ・設置しない 防護シート ○設置する (設置範囲 ・工事に必要な範囲 ○図示による) ・設置しない
-----------	--

	内部足場 ○設置する (※脚立、足場板等) ・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 種別 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種) D種：利用可能なエレベーター (・ 図示による) D種：利用可能な階段 (・ 図示による)
--	--

3. 既存部分の養生	養生方法等 ・ 既存部分 - 養生方法（※ビニルシート、合板等 ・ 合板＋防炎シート） ・ 既存家具、既存設備等 - 養生方法（※ビニルシート等 ・ ） ・ 既存ブラインド、カーテン等 - 養生方法（・ ビニルシート等 ・ ） - 保管場所（・ 図示による ・ ） ・ 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ※工事に支障となる範囲 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。	[2.3.1]
------------	--	---------

4. 仮設間仕切り	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・図示による ・既存防火扉利用	[2.3.2][表 2.3.1]	
	仮設間仕切りの種別と材質等		
種別	仕 上 げ (厚さmm)	塗 装	充填材
・A種	・せっこうボード 種類() 厚さ(mm ※9.5mm)	・無し ・片面 ・	グラスウール 32k ※厚さ 50mm以上 ・
・B種	・合板 材種() 厚さ(mm ※9mm) ・		
※C種	防火シート		

仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等				
材質	仕上げ	塗装	設置箇所	ガラスウール貼り
※木製	※合板張り程度	・無し	・ かし	・ 有り
・	・	・ 片面	・ 図示による	・ 無し
ガラスウール貼り ※ガラスウール32k（厚50mm以上）				

5. 監督員事務所	・ 設ける ※ 設けない 規模 ※ 10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ () ㎡程度	[2.4.1]
-----------	--	---------

⑥	工事用水	構内既存の施設	・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償)	※ 利用できない [2.4.1]
⑦	工事用電力	構内既存の施設	・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償)	※ 利用できない [2.4.1]

3 防水改修工	1. 施工数量調査	調査範囲 ・ 図示による 調査方法 ・ 図示による 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示による 調査報告書（提出部数：2部）	[1.6.2、3]

事	② 降雨等に対する養生方法（とい共）	※改修標準仕様書3.1.3(5)(7)～(9)による ・	[3.1.3]
---	--------------------	---------------------------------	---------

③、既存防水の処理	既存保護層の撤去								[3.1.4] [3.2.3、4、6]
	・ 行う (範囲) ・ 図示による	・	)						・ 行わない
	既存防水層の撤去								
	○ 行う (範囲) ○ 図示による	・	)						・ 行わない
	既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去								
	・ 行う (・ M4AS ・ M4AS1 ・ M4C ・ M4DI							・ L4X)	・ 行わない

④、既存下地の処理	既存下地の修補箇所形状、長さ、数量等 ・ 図示による POS工法及びPOS1工法（機械的固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置 ※改修標準仕様書3.2.6(4)の(g)①～③による 設備機器架台、配管受部、バラバット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理 ※監督職員との協議による	[3.2.6]
-----------	---	---------

5. アスファルト防水	屋根保護防水（既存） 新設防水層の種類	[3.3.2～5]
-------------	------------------------	-----------

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 【a】	絶縁用シート
・P2A	・A-1		※※ リシフレンゾム	※※ リシフレンゾム 厚さ 0.15mm 以上 又はフロッグシート※※ 70g/㎡程度
	・A-2			
	・A-3			
	・B-1			
・PIB	・B-2		（種類） ※JIS A 9521に基づく 押出法※ リシ フレンゾム断熱材3種bA（スチ層付き）	※※フットキーンカス 70g/㎡程度
	・A1-1			
・P2A1	・A1-2		（厚さ）(mm)	・
	・A1-3			
・PIB1	・B1-1		・	
	・B1-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ	
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による	
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ	
用途による区分	
材料による区分	※R種
厚さ ()mm以上	



諏訪児童相談所太陽光発電設備工事



管理建築士
一級建築士第197747号 小松高志

2025. 06

面名

特記仕様書 (2)

縮尺
A1 : —
A3 : —

F-挂2

長野県諏訪児童相談所

諏訪児童相談所太陽光発電設備工事

株式会社 アロー設計

管理建築士
一級建築士第197747号 小松高志

日付
2025. 06

図面名

特記仕様書（3）

縮尺
A1：－
A3：－

図面番号
E-特3

・熱線反射ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による
日射熱遮へい性による区分	・ 1種 ・ 2種 ・ 3種
耐久性による区分 (日射熱遮へい性が2種の場合)	・ A種 ・ B種

・倍強度ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による	・ 図示
--------------------	---------	------

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	・シーリング材 ・グレイジングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による ・
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による ・
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による ・
樹脂製	・グレイジングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による ・

[5. 14. 5]

呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色調	目地幅 (mm)	伸縮調整目地位置 (mm)	防火性能
・ 160×160	・ 95 ・				
・ 200×200	・ 95 ・				

曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。
壁用金属枠及び補強材
※図示による
・
力骨
材質
※ステンレス鋼(SUS304)

寸法
※径 5. 5mm
形状
※はしご形状複筋及び単筋
・
化粧目地モルタルの色（ ・ 白 ・ グレー）
シーリングの種類 （ ・ SR-1 ・ PS-1）
金属製化粧カバー
材質
・ ステンレス製
・ アルミニウム製
寸法
※図示による
・
形状
※図示による
・
目地部の横力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による
・ 図示による
・

品質は、JIS A 5759による。

種類	記号	その他性能等
・ 日射調整フィルム[6]	・ SC-1 ・ SC-2	
・ 低放射フィルム	・ LE	
・ 衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GI-1 ・ GI-2	
・ 相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GD-1 ・ GD-1	
・ ガラス貫通防止フィルム	・ SF	

① 改修範囲

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・ 図示による
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・ 図示による
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま
・ 図示による

ビニル床シート等の除去
※仕上材のみ（接着剤とも）
・ 下地モルタルとも（ ・ 図示による ・ 除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法
・ 機械的除去工法
・ 目荒し工法
コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、４章「外壁改修工事」による。
改修後の床の清掃範囲
※室内の改修箇所

② 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4. 3. 10によるモルタル塗り
(全塗厚が25mmを超える場合の処置 ※図示による)
・

材料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6. 5. 2(1) (9) (b) による
・

信州産材の利用
・ 利用する（信州木材認証製品又は同等品）
・ 利用しない
・ JAS 1083-5 製材 - 第5部に基づく下地用製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※2級 ・	※A種 ・ B種	・	・
			※2級 ・	※A種 ・ B種	・	・
			※2級 ・	※A種 ・ B種	・	・

・ JAS 1083-2 製材 - 第2部に基づく造作用製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面			※上小節 ・	※A種 ・ B種	・	・
見え掛り面以外			※小節以上 ・	※A種 ・ B種	・	・
						・

・ JAS 1083-6 製材 - 第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※1等 ・	※10%以下 ・ A種 ・ B種	・	・
			※1等 ・	※10%以下 ・ A種 ・ B種	・	・
			※1等 ・	※10%以下 ・ A種 ・ B種	・	・

・ JAS 1083 (製材) 以外の製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
			() 造作材の場合 (※A種 ・ B種)	・ 適用する ・ 適用しない	※A種 ・ B種	・
			() 造作材の場合 (※A種 ・ B種)	・ 適用する ・ 適用しない	※A種 ・ B種	・
			() 造作材の場合 (※A種 ・ B種)	・ 適用する ・ 適用しない	※A種 ・ B種	・

⑥ 造作用集成材[6]

・ 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※1等 ・ 2等 ・	・
					※1等 ・ 2等 ・	・
					※1等 ・ 2等 ・	・

・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・ 2等	・
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・ 2等	・
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・ 2等	・

・ 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下 ・	・
				※15%以下 ・	・
				※15%以下 ・	・

・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・

7. 造作用単板積層材[6. 5. 2]

・ JAS 0701に基づく造作用単板積層材

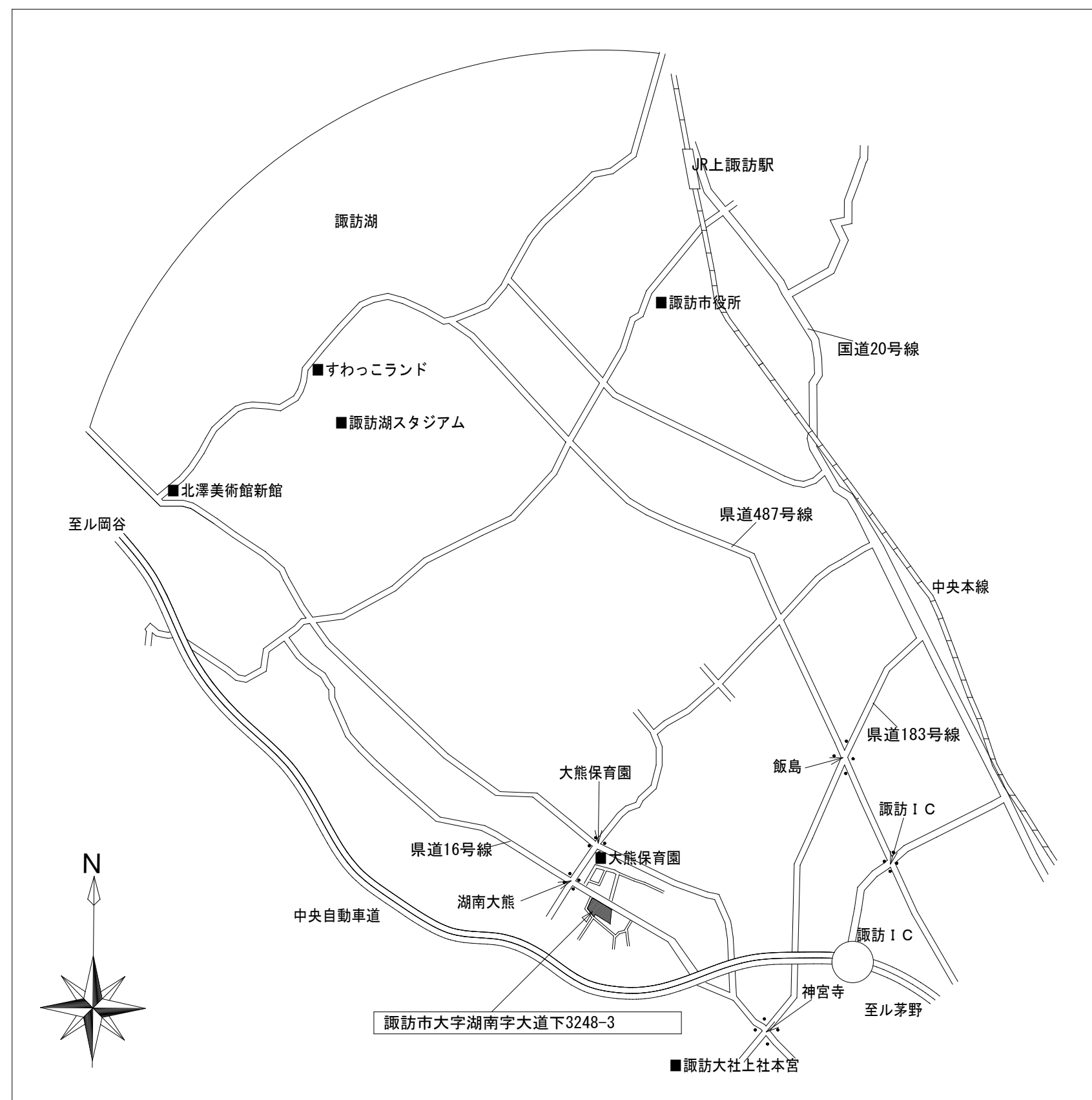
施工箇所	品名	寸法 (mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
				・ 適用する ・ 適用しない	・
				・ 適用する ・ 適用しない	・

・ JAS 0701以外の造作用単板積層材

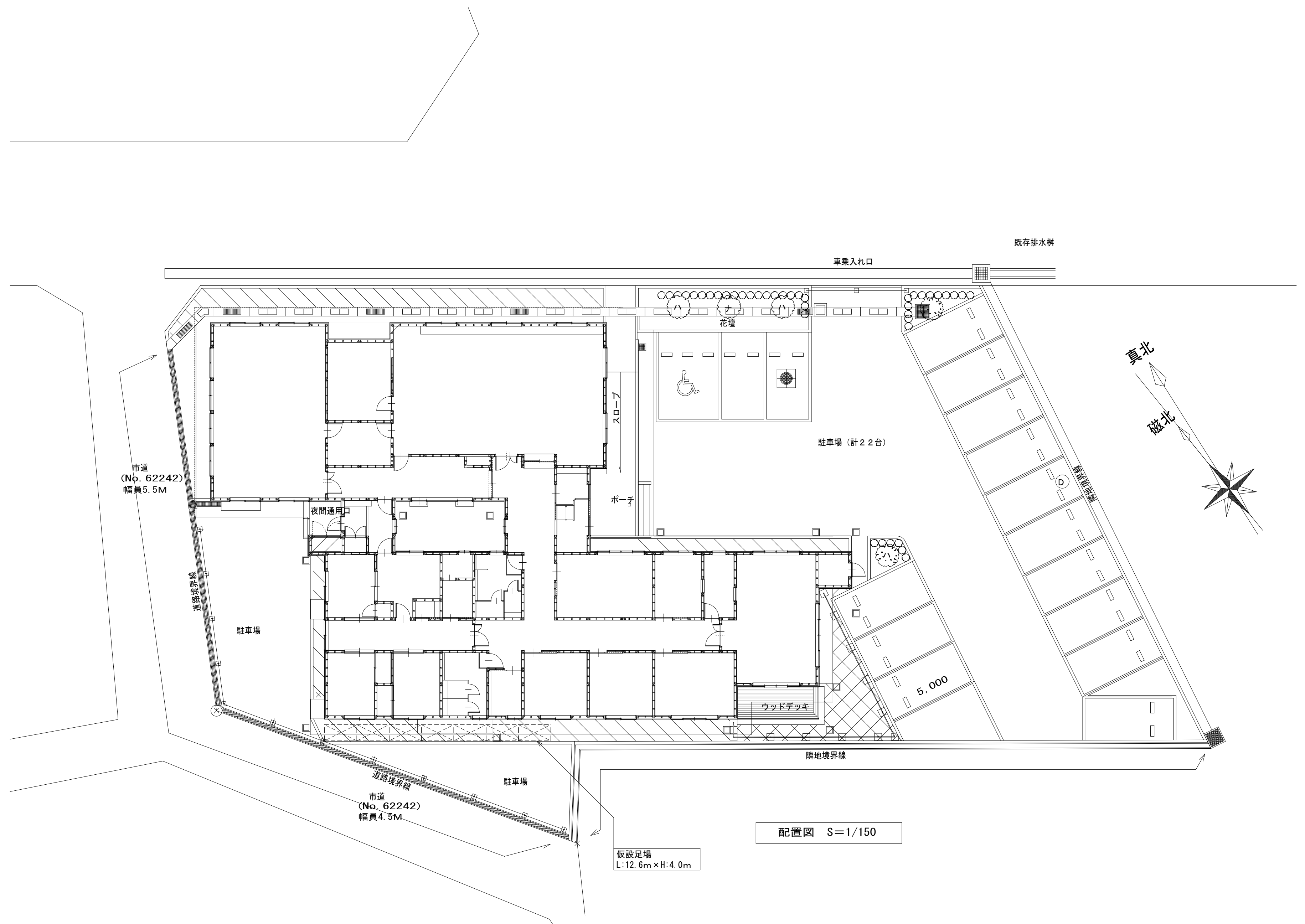
施工箇所	寸法 (mm)	表面の品質	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
			※14%以下 ・	・ 適用する ・ 適用しない	・

・ JAS 3079に基づく直交集成板

施工箇所	品名	強度等級
------	----	------

[illegible]

1. 施工に際しては、要所要所で工事範囲を含めた工事計画書を提出し、監督員の承諾を得るとともに、来所者、職員の安全と、業務に支障なきよう配慮のこと。
2. 騒音、振動の発生する工事、大型重機を使用する工事は原則土日祝日に行うこと。



【注記】

1. 騒音、振動の発生する工事、大型重機を使用する工事は原則土日祝日に行うこと。

2. 受変電改修時の自火報受信機、電話主装置、機械警備主装置、LANサーバー等のバックアップ電源として下記機材を仮設で設置すること。

接続先は打合せにより決定すること。

・ディーゼル発電機：1Φ3W 200/100V 10kva 低騒音・INV付 ～レンタル1日

・燃料	: 24L
-----	-------

・ケブル : EM-CE 8sq-3C.ED 5.5sq ~ 30m 仮設終了後は撤去のこと。

盤 名 称 式	主幹開閉器容量	回路 番号	電圧 (V)	分岐開閉器				負荷容量 (VA)	負 荷 名	備 考	盤 名 称 式	主幹開閉器容量	回路 番号	電圧 (V)	分岐開閉器				負荷容量 (KW) 暖房極低温消費 電力	負 荷 名	備 考	
				MCB	ELB	P	A F								A T	MCB	ELB	P				A F
電灯動力分電盤 (埋め込み型) 1φ3W 210/105V	従量電灯C契約 (ブレーカー契約) ELCB 3P 225/200AT (逆接続可能型) ※3								低圧用SPD回路	[SPD] クラスⅡ		3φ3W 200V MMCB 3P 225/200A							低圧用SPD回路	[SPD] クラスⅡ		
		①	200V			2P	50	20	2300	事務室 会議室照明			△1	200V			3P	50	30	4.95	ﾊﾞｯﾁﾝｸﾞ 型ﾌｳﾝ 屋外機	事務室 1
		②	200V			2P	50	20	2800	相談室 遊戯室 他照明			△2	200V			3P	50	30	4.95	ﾊﾞｯﾁﾝｸﾞ 型ﾌｳﾝ 屋外機	事務室 2
		①	100V			2P	50	20	500	書庫他照明			△3	200V			3P	50	30	4.95	ﾊﾞｯﾁﾝｸﾞ 型ﾌｳﾝ 屋外機	事務室 3
		②	100V			2P	50	20	430	待合 ホール ポーチ他照明			△4	200V			3P	50	30	4.95	ﾊﾞｯﾁﾝｸﾞ 型ﾌｳﾝ 屋外機	会議室 1
		③	100V			2P	50	20	1070	便所 宿直室他照明			△5	200V			3P	50	30	4.95	ﾊﾞｯﾁﾝｸﾞ 型ﾌｳﾝ 屋外機	会議室 2
		④	100V			2P	50	20	1000	便所 保護室他照明			△6	200V			3P	50	30	4.95	ﾊﾞｯﾁﾝｸﾞ 型ﾌｳﾝ 屋外機	応接兼相談室
		1	200V			2P	50	20	2350	ﾌｳﾝ電源 (屋内器)	待合・談話スペース エアコン		△7	200V			3P	50	30	4.95	ﾊﾞｯﾁﾝｸﾞ 型ﾌｳﾝ 屋外機	遊戯室 1
		2	200V			2P	50	20	2350	ﾌｳﾝ電源 (屋内器)	宿直室 エアコン		△8	200V			3P	50	30	4.95	ﾊﾞｯﾁﾝｸﾞ 型ﾌｳﾝ 屋外機	遊戯室 2
		3	200V			2P	50	20	2350	ﾌｳﾝ電源 (屋内器)	保護室1 エアコン						3P	50	20		予備	
		4	200V			2P	50	20	2350	ﾌｳﾝ電源 (屋内器)	保護室2 エアコン											
		5	200V			2P	50	20	2960	ﾌｳﾝ電源 (屋内器)	医務室兼相談室 エアコン											
		6	200V			2P	50	20	2960	ﾌｳﾝ電源 (屋内器)	相談室1 エアコン											
		7	200V			2P	50	20	2960	ﾌｳﾝ電源 (屋内器)	相談室2 エアコン											
		8	200V			2P	50	20	2350	ﾌｳﾝ電源 (屋内器)	判定室 エアコン											
		9	200V			2P	50	20	1250	ﾊﾞﾅﾙﾋｰﾀｰ電源	女子トイレ・身障者トイレPH											
		10	200V			2P	50	20	1250	ﾊﾞﾅﾙﾋｰﾀｰ電源	男子トイレ・便所PH											
		1	100V			2P	50	20	1300	空調換気扇電源												
		2	100V			2P	50	20	1750	エアコン電源	観察室エアコン											
		3	100V			2P	50	20	1600	空調換気扇電源												
		4	100V			2P	50	20	100	GAS漏れ警報器用電源												
		5	100V			2P	50	20	1500	洗面化粧台・給湯器電源												
		6	100V			2P	50	20	200	小便器感知器用電源												
		7	100V			2P	50	20	1000	便所 大便器用電源												
		8	100V			2P	50	20	1000	便所コンセント												
		9	100V			2P	50	20	1000	便所 大便器用電源												
		10	100V			2P	50	20	200	インターホン用電源												
		11	100V			2P	50	20	300	事務室床コンセント												
		12	100V			2P	50	20	500	事務室床コンセント												
		13	100V			2P	50	20	200	事務室床コンセント												
		14	100V			2P	50	20	200	冷蔵庫用電源												
		15	100V			2P	50	20	1000	コピー機用電源												
		16	100V			2P	50	20	300	事務室コンセント												
		17	100V			2P	50	20	400	コンセント												
		18	100V			2P	50	20	300	ﾀｲﾐﾝｸﾞ ｵﾌｵﾝｾﾝﾄ												
		19	100V			2P	50	20	600	会議室コンセント												
		20	100V			2P	50	20	400	宿直室コンセント												
		21	100V			2P	50	20	500	外コンセント												
		22	100V			2P	50	20	400	保護室コンセント												
		23	100V			2P	50	20	200	便所コンセント												
		24	100V			2P	50	20	600	相談室ほかコンセント												
		25	100V			2P	50	20	1000	洗濯機用コンセント												
		26	100V			2P	50	20	700	判定室ほかコンセント												
		27	100V			2P	50	20	400	廊下コンセント												
		28	100V			2P	50	20	600	遊戯室コンセント												
		29	100V			2P	50	20	200	IBMラック												
		30	100V			2P	50	20	—	予備												
		31	100V			2P	50	20	—	予備												
		32	100V			2P	50	20	—	予備												
		a	100V			2P	50	20	200	電話交換機電源												
		b	100V			2P	50	20	200	ﾄｲﾚ呼出表示器電源												
		c	100V			2P	50	20	200	自火報受信機電源												
		d	100V			2P	50	20	200	端子盤 (ﾌﾞﾚｰｸ・HUB 電源)												
		e	100V			2P	50	20	200	誘導灯・非常灯												
		f	100V			2P	50	20	200	外灯 (ソーラタイマーにてON OFF)	ソーラタイマー (24H式) 盤内組み込み											
			200/100V	ELCB 3P	50/40AT	(逆接続可能型)			太陽光		※2											

引き込み盤

屋外銅板製壁掛け型 色指定 防水型 電柱に取り付け

1φ3W 200/100V 60Hz

電力契約
電力会社契約用

WHM

電力契約
電力会社契約用

3φ3W 200V 60Hz

電力契約
電力会社契約用

WHM

電力契約
電力会社契約用

電力契約
電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

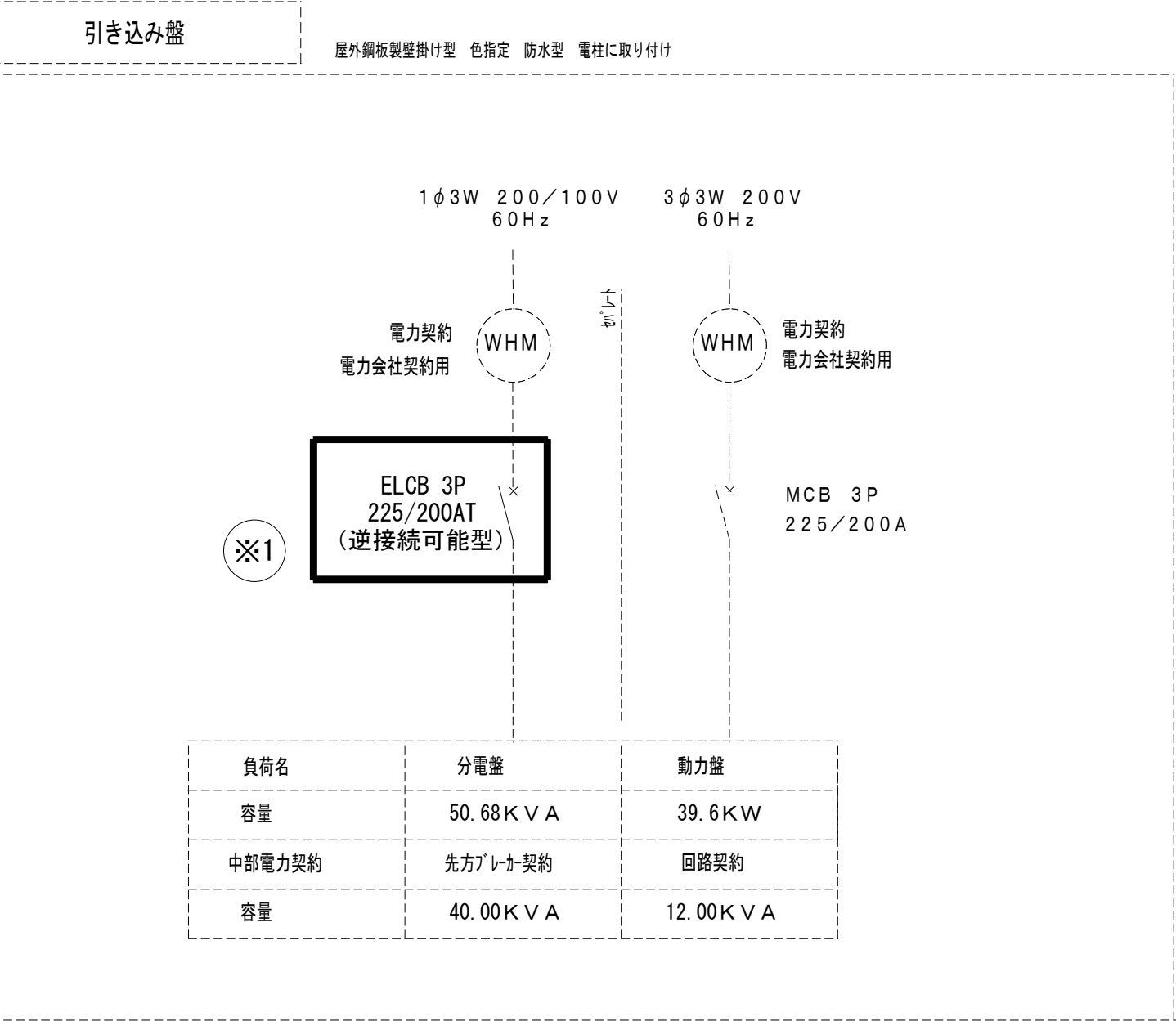
電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用

電力会社契約用



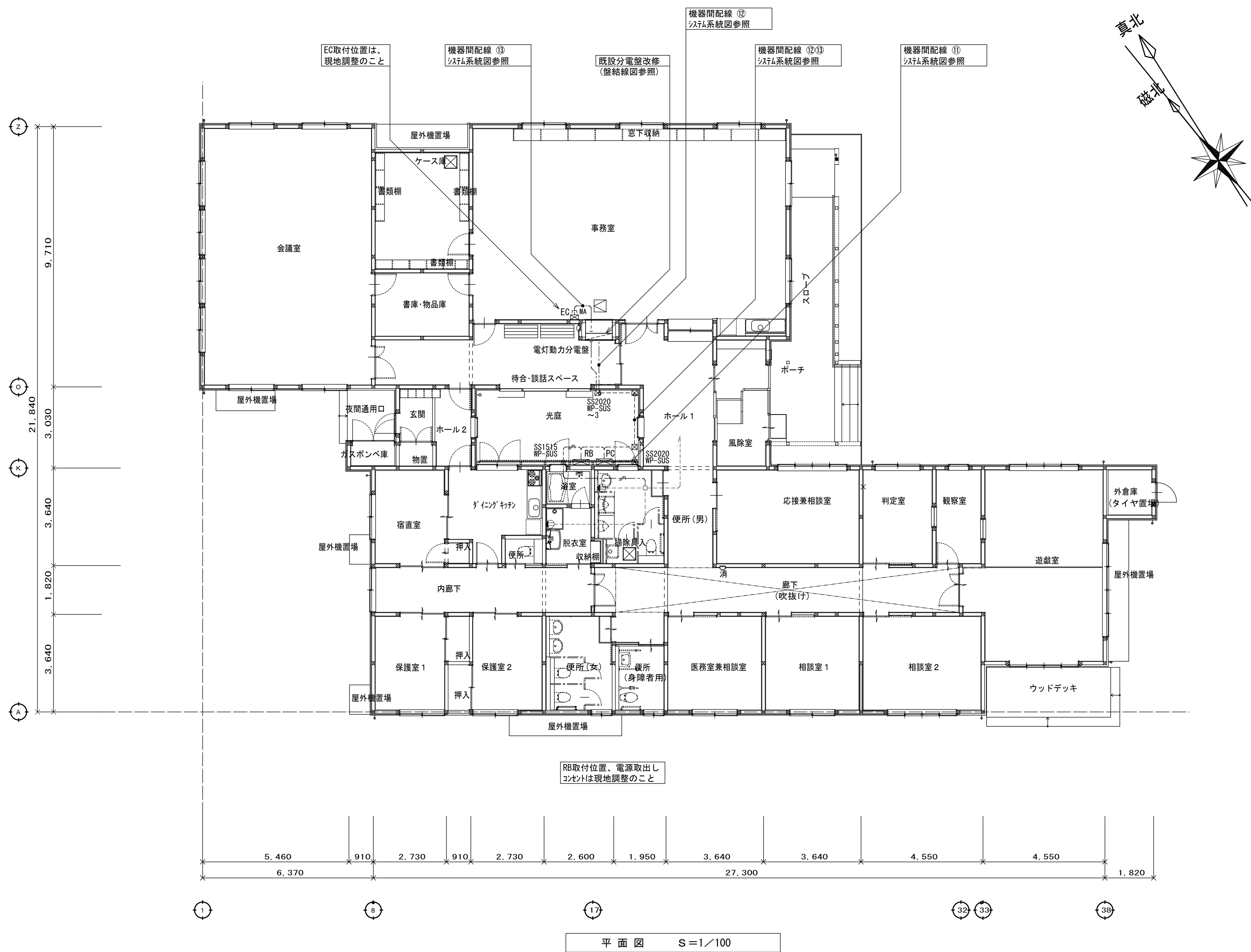
【既設引き込盤、電灯動力盤 改修工事概要】

図示の□は改修範囲を示す。

※1：既設MCB 3P 225/200AT の更新

※2：盤内ｽﾍﾞｰｽに太陽光用漏電遮断器を増設

※3：既設主幹MCB 3P 225/200AT の更新

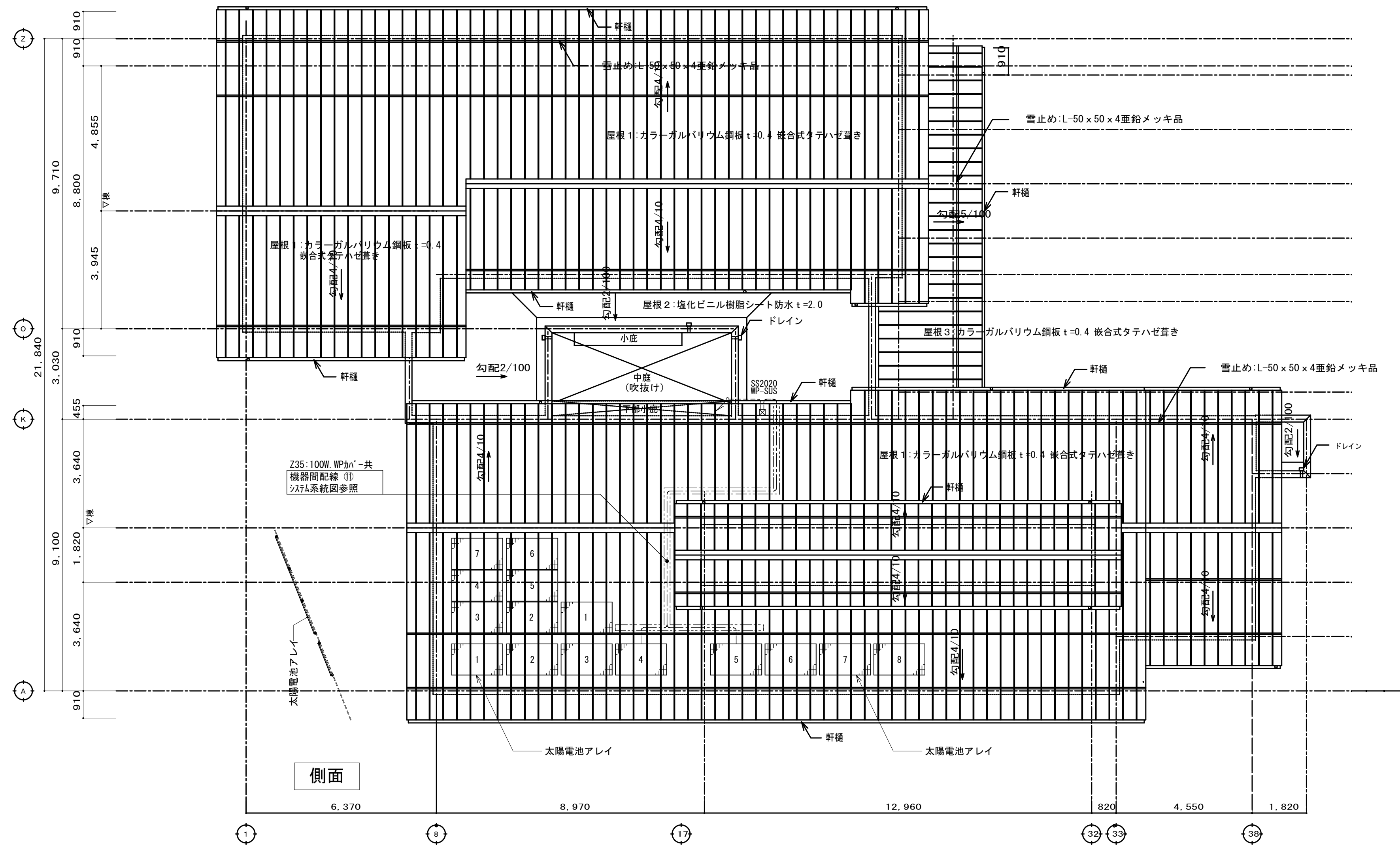


記号	名 称	仕 様	備 考
☒ PC	パソコンディスプレイ		機器姿図参照
☒ PM	計測装置		機器姿図参照
☒ EC	非常コンセント盤		機器姿図参照
★	防火区画貫通耐火処理	国土交通省認定工法	
☒	天井点検口	記入なきは450×450	

記号	適 用	備 考			
----	ケーブル配線（天井内、ケーブルラック）	立上げ部は配管保護			
-----	露出配管配線				
		屋内 隠蔽	屋内 露出	屋外 露出	地中
≡≡≡	EM-EEF 2.0-3C(1線7-ス)	PF(22)	E(25)	G(22)	FEP(30)
≡≡≡	一種金属線び A型				

注1）防火区画及び防火上主要な間仕切り壁貫通部は耐火処理（国土交通大臣認定品）を行うこと。

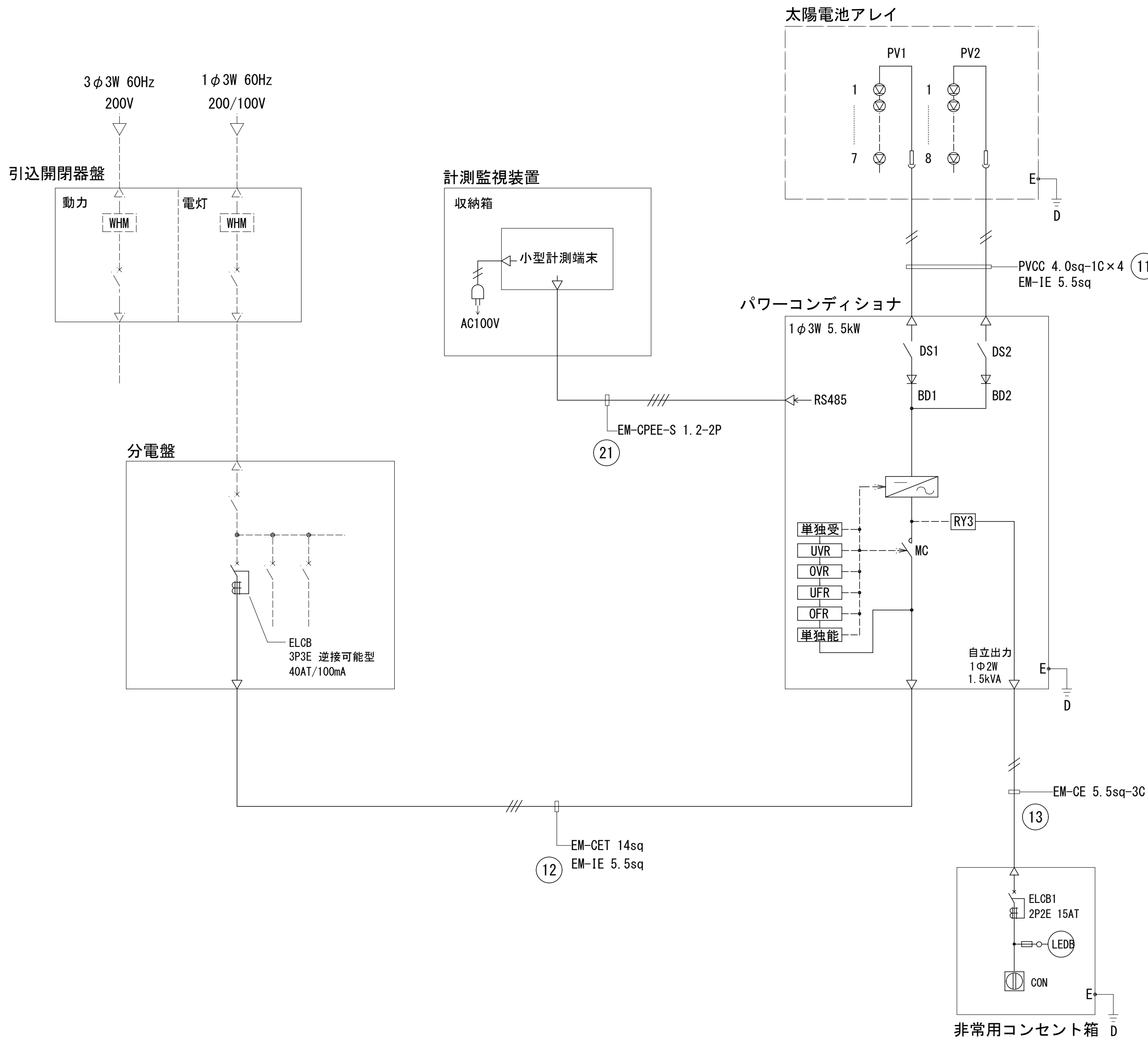
フルボックス (SS) 寸法表 (mm)					
記 号	W	D	H	備 考	
1515	150	150	150		
2010	200	200	100		
2020	200	200	200		
3020	300	300	200		
3030	300	300	300		
4030	400	400	300		
4040	400	400	400		
5040	500	500	400		
6040	600	600	400		
WP : 防水型					
SUS : ステンレス製					



屋根伏図 S=1/100

No.	項 目	仕 様
1.	太陽電池アレイ総合最大出力	6.15kW
2.	太陽電池モジュール	410W×15枚
3.	太陽電池アレイ回路構成	(8直列+7直列)×1系統
4.	パワーコンディショナ	単相2線式 5.5kW×1台

システム系統図



【太陽光発電システム概要】

太陽電池容量	5 kW以上 (参考) 太陽電池 410W×15枚=6.15kW
回路構成	(7直列+8直列)×1系統
パワーコンディショナ容量	5.5kW×1台

各 機 器 間 リ ス ト							
番号	配線区間	配線サイズ	配管サイズ				備考
			屋内 E.G管	屋内 線び	屋外 G管	他 ﾌﾞﾘｯｼﾞ	
⑪	太陽電池ﾌﾟﾚｲ ～ ﾊﾞｰﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ	PVCC4sq-1C×4 ED5.5sq×1	—	—	28	24	
⑫	ﾊﾞｰﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ ～ 既設分電盤	EM-CET14sq ED5.5sq×1	—	—	42	50	
⑬	ﾊﾞｰﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ ～ 非常ｺﾝｾﾝﾄ箱	EM-CE5.5sq-3C(内1線ED)	—	MA	28	30	
⑭	計測監視装置 ～ ﾊﾞｰﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ	EM-CPEE-S 1.2-2P	—	—	22	24	

注 1) 防火区画及び防火上主要な間仕切り壁貫通部は耐火処理(国土交通大臣認定品)を行うこと。

機器姿図

太陽電池モジュール (参考)	単位 : mm	パワーコンディショナ (参考)	単位 : mm
電池種類 : 単結晶シリコン 最大出力 : 410W 開放電圧 : 37.33V 短絡電流 : 14.06A 最大出力動作電圧 : 31.09V 最大出力動作電流 : 13.20A 最大システム電圧 : 1500V 質量 : 25.4kg 程度		構造 : 屋外壁掛設置 定格出力 : 5.5kW 接続方式 : 単相2線式 (接続3線式) 定格出力電圧 : 202V 50/60Hz 自立出力 : AC100V 1φ2W 1.5kVA 質量 : 20kg 程度	
非常用コンセント箱 (参考)	単位 : mm	計測監視装置 (参考)	単位 : mm
構造 : 屋内壁掛型 材質 : 鋼板製 定格電圧 : AC100V 単相2線式 コンセント : 2P 15A (E付)		シリアル : RS485入力ポート×2 電源 : DC5V 2A 消費電力 : 10VA 質量 : 300g 程度 (本体) その他 : 自動出力制御機能付 システム異常発生時のメール通知機能付	